

ケアハウス 夢の庵 運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 夢 が設置経営する、ケアハウス 夢の庵（以下「施設」という。）の管理運営について必要な事項を定め、業務の適性且つ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき、利用者の処遇の充実並びに生活の安定を図ることを目的とする。

(管理運営方針)

第2条 施設の運営管理については、老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、利用者の自主尊重性を基本として、利用者が明るく心豊かな生活が出来るよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等処遇に万全を期することを基本方針とする。

(利用者の定員)

第3条 施設の利用定員は20名とする。

(利用者の資格)

第4条 施設に入居できるものは、次の各号に該当する者とする。

- (1) 年齢は60歳以上であること。ただし、夫婦のいずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。
- (2) 身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であり、家族の援助を受けることが困難な者及び自炊等に困難不安のある者。
- (3) 伝染性疾患及び精神性疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
- (4) 介護を必要としないで、自力で日常生活を営むことができる者。
- (5) 生活費に充てることが出来る資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が払える者。
- (6) 確実な保証能力を有する身元保証人がたてられること。

(利用料等)

第5条 施設の利用料等の額は、国の定める基準に従って理事長が定めるものとする。

(職員及び職務)

第6条 施設は、国の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に示された所定の職員を配置し、職員は当施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

(入居の申し込み)

第7条 施設への入居希望者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 入居申込書
- (2) 住民票
- (3) 所得証明書
- (4) 身元保証人届
- (5) 健康診断書

(6) 返還金受取人届

2 施設は入居申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、利用申込者名簿に記入し、登録するものとする。

(入居希望者の面接調査)

第8条 施設は入居希望者の調査を、本人及び身元保証人との面接により行うものとする。

2 施設は前項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては入居を承認する旨を、入居を認めない者に対しては入居を承認しない旨を、本人に通知するものとする。

(入居の手続き)

第9条 入居にあたっては、入居申込者及び身元保証人と施設とが入居契約書をもって入居契約を取り交わすものとし、また、契約書に付随して、本運営規程についても詳細を入居申込者に説明するものとする。

(利用料)

第10条 入居者は、利用料として別表に定める月額利用料を支払うものとする。

2 入居又は退去に伴って、1ヶ月に満たない期間利用した場合の利用料は、日割り計算によって精算するものとする。

3 事務費の減額を希望するものは、入居時及び翌年度以降一回、入居者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設に対して申請を行うものとする。

(利用者台帳の整備)

第11条 利用者に対しては、入居時の指定の健康診断を受けさせるとともに、本人のこれまでの生活状況、家庭状況等を利用者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

(退 居)

第12条 利用者は退居しようとするときは、退居届を提出しなければならない。

(死 亡)

第13条 施設は、利用者が死亡したときは、身元保証人に連絡する等必要な処置をとるものとする。

(入居の取消)

第14条 施設は、利用者が次の各号に該当するときは、入居を取り消すことができる。

- (1) 不正又は偽りの手段によって入居の承認を受けたとき。
- (2) 正当の理由無く利用料を滞納したとき。
- (3) 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- (4) 身体的又は精神的疾患若しくは欠陥のため、施設の生活に著しい支障を与える恐れがあると認められたとき。

(5) 前各号のほか、施設での生活が不相当と認められたとき。

(居室の変更)

第 15 条 施設は、利用者が次の各号に該当するときは、居室の変更をすることが出来る。

- (1) 2人居室の利用者がいずれか一方の死亡等により 1 人となったとき。
- (2) 利用者の身体機能の低下等、居室を変更することが相当と認められたとき。
- (3) その他、施設長が必要と認めるとき。

(処遇上の基本原則)

第 16 条 利用者の処遇については老人福祉法の理念に基づき、利用者がその心身の状況に応じて快適な日常生活を営む事ができるように配慮しなければならない。

(相談・助言)

第 17 条 利用者に対しては、親身になって各種相談に応ずるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて行政や在宅福祉サービス等の実施者と十分な連携を取り、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食 事)

第 18 条 利用者に対して毎日 3 食を給し、老人に適した食事を提供するものとする。
ただし、予め食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくても良い事とする。

2 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意するものとする。

(入 浴)

第 19 条 4 階浴室の入浴は隔日以上とし、利用者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。

- 2 浴室のシャワーは利用者ができるだけ長く使用出来るよう配慮する。
- 3 原則として、個別の入浴介助は行わないこととする。

(生活援助)

第 20 条 利用者に対する日常生活の援助は、原則として実施しないものとする。

2 利用者が入居後において心身の故障等で家事等が独力で出来ず、また病気等で介護者が必要になった場合には、外部の在宅福祉サービス等が受けられるよう迅速な処置をとる事とする。この場合、所要の費用は利用者の個人負担とする。

(保健衛生)

第 21 条 利用者の定期健康診断は、年 1 回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。

- 2 利用者の健康保持に当たっては、特に老人特有の疾病の予防に努めるものとする。
- 3 利用者に対し随時保健衛生知識の普及指導を行うものとする。

(利用者の心得)

第 22 条 施設は、利用者が守るべき利用者心得を利用者に配布し、その趣旨を充分周知徹底しなければならない。

(約束事の厳守)

第 23 条 施設は、施設の円滑な運営を図るため、利用者が利用者の心得を遵守し、施設の諸行事、事業等に参加協力するよう努力することとする。

(秘密保持)

第 24 条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
職員であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

(苦情等への対策)

第 25 条 施設は、サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けたときには、速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告するものとする。

2 施設は、利用者の苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

3 施設は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な取扱いも行ってはならない。

(事故発生時の対応)

第 26 条 施設は、事故が発生した場合には速やかに県市町村及び連帯保証人（家族等）に連絡をするとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(外出及び外泊)

第 27 条 利用者は、外出又は外泊しようとするときは、外出届または外泊届に所用事項を記入し、届け出るものとする。

(来訪者)

第 28 条 利用者は、来訪者があったときは、その都度来訪者名簿に記入し届け出るものとする。

2 来訪者が自室又は、ゲストルームに宿泊しようとするときは、必ず施設の承認を受けなければならない。

(健康保持)

第 29 条 利用者は、常時自ら健康保持に努めることとし、施設で行う健康診断は正当な理

由がない限り拒否してはならないものとする。

(衛生管理)

第 30 条 施設は、利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又は蔓延の防止を図るため、次の各号に定める事項を実施するものとする。

- (1) 衛生知識の普及
- (2) 年 2 回以上の大掃除
- (3) 月 1 回以上の整理整頓
- (4) 適宜の消毒
- (5) その他利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又は蔓延の防止に必要な事項

(環境整備)

第 31 条 利用者は、常に居室を清潔に整理、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物内外の清掃、除草等の環境整備には積極的に協力することとする。

2 居室のゴミ・廃棄物については、入居者が決められた場所まで運搬することを原則とする。

(身上変更の届出)

第 32 条 利用者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときには、その旨を速やかに届け出るものとする。

(身体拘束について)

第 33 条 利用者は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は、行ってはならない。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(融和と信頼)

第 34 条 利用者は相互に親睦と信頼を深め、良き隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動の無いように努めるものとする。

2 違反する場合は、契約条項第 23 条の (1) に基づき、施設が契約を解除する場合がある。

(政治・宗教活動の禁止)

第 35 条 当施設は、一切の政治活動及び宗教活動を行わない。

2 入居者は専用居室以外場で、一切の政治活動及び宗教活動をしてはならない。また、ほかの入居者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

3 違反する場合は、契約条項第 23 条の (1) に基づき、施設が契約を解除する場合がある。

(居室内の工作)

第 36 条 利用者は、施設の承諾を得ずに、居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。

(承認を必要とする事項)

第 37 条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、予め施設の承認を得なければならない。

- (1) 敷地内に工作をしようとするとき。
- (2) 敷地内に自動車等を保持しようとするとき。

(動物飼育の禁止)

第 38 条 施設の許可無く動物を飼育してはならない。

(損害賠償)

第 39 条 利用者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備、及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、又は原状に回復しなければならない。

(非常災害対策)

第 40 条 施設は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め、定期的に訓練の実施等万全の対策を講ずるとともに、利用者が常に防災に心掛けるよう指導しなければならない。

(火気取締)

第 41 条 施設は、職員の中より消防法に定める防火管理者を選任しなければならない。

(隣接施設の協力)

第 42 条 施設は、利用者等の安全と緊急時に対処する為、隣接する関連施設の協力を得るため、電話等を連結設備し、常時緊急対応できるよう万全な体制を講ずるものとする。

(地域社会の連携)

第 43 条 施設は、常に地域社会との連携を深め、利用者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

(運営懇談会)

第 44 条 利用者による運営懇談会の設置、運営については、別に定める夢の庵運営懇談会細則によるものとする。

(記録の整備)

第 45 条 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存す

るものとする。

(改 正)

第 46 条 この規程を改正・排除しようとするときは、社会福祉法人 夢 理事長の決裁を得るものとする。

附 則

この規程は平成 12 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は平成 13 年 7 月 27 日より施行する。

この規程は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。